

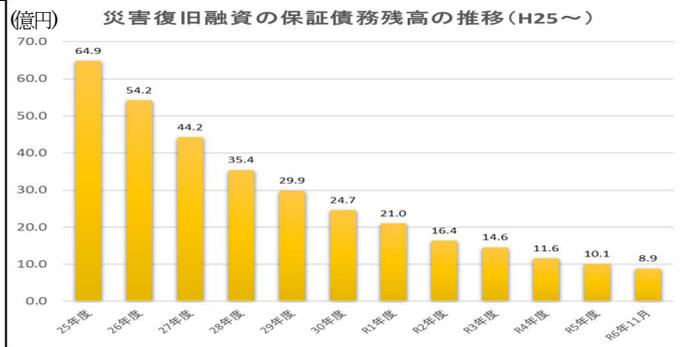
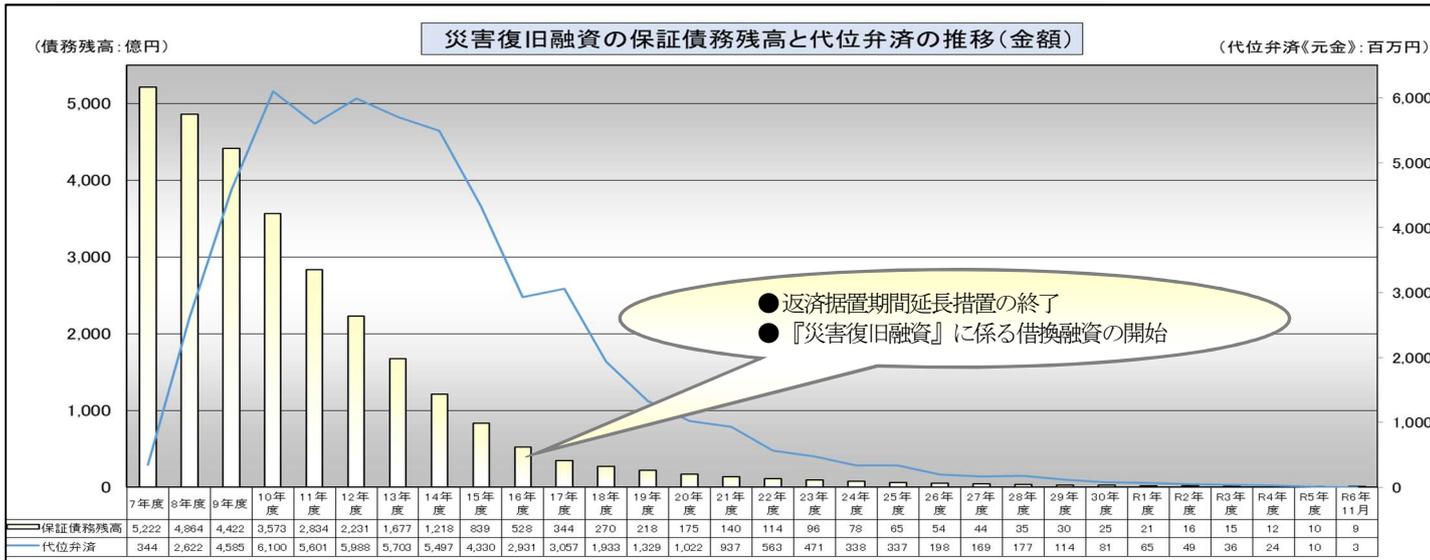
信用保証トピックス (令和6年12月)

阪神・淡路大震災にかかる災害復旧融資の状況

～ 震災から30年、残高が10億円を下回る～

当協会は、阪神・淡路大震災（以下「震災」）の復旧支援策として、平成7年2月から8月までの7ヵ月間、被災された中小企業・小規模事業者の事業復旧に必要な資金を保証する『災害復旧融資』に積極的に取組み、合計で47,011件、5,421億79百万円の保証承諾を行いました。

来年1月、震災から30年が経過しますが、同保証に係る保証債務残高は、令和6年11月末現在で141件（当初承諾比0.30%）、8億87百万円（同0.16%）と10億円を下回りました。また、代位弁済の累計も7,158件、546億14百万円（前年11月末比で1件、300万円増加）となっています。



平成7年度に5,000億円を超えていた保証債務残高は、震災5年後の平成12年度には被災中小企業の返済努力により、ピーク時の半分以下となる2,231億円となりました。その後、返済の進行に加え、景気低迷による代位弁済の増加も影響し、平成16年度末の保証債務残高は平成7年度末実績の10%程度にまで減少しました。返済据置期間の延長は平成16年度末に終了しましたが、その後も当協会では、借換保証や返済方法の変更に対応し、返済努力を継続している被災事業者の維持、改善、再生を支援してまいりました。

震災から30年が経過し、保証債務残高は大幅に減少し、代位弁済も減少の傾向にあります。当協会は、今後も引き続き被災事業者に寄り添い、実情を個々に見極めながら、事業の維持・改善・再生に向けた適切な支援を実施するとともに、生活再建の観点に立った債権の適正な管理に努めてまいります。併せて、来るべき災害への備えとして、災害時発動型予約保証「そなえ」の展開などを通して、事業者への事業継続計画の普及・促進活動にも積極的に取り組んでまいります。